議　案　提　出　書

平成２７年３月２０日

福島県議会議長　平　出　孝　朗　様

提出者　　議会運営委員長　桜　田　葉　子

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

提出理由

福島県部等設置条例の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第一号

福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

福島県議会委員会条例（昭和三十四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務委員会の項所管事項の欄第一号中「知事直轄、総務部」を「総務部、危機管理部」に改める。

第十六条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附　則

1　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の際現に改正前の福島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の福島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

3　この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査中又は調査中の事件は、それぞれ新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に付議された事件とみなす。

4　この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、新条例第十六条の規定は適用せず、旧条例第十六条の規定は、なおその効力を有する。